

平成22年4月1日

## 入札制度の改定について

かすみがうら市水道事務所水道課

1. 最低制限価格の率について  
割合が10分の9.0を超えた場合は10分の9.0とする。また、割合が10分の7.0に満たない場合は10分の7.0とする。
2. 予定価格の事後公表について  
建設工事等の予定価格については、希望価格を事前公表し98.0%～95.0%の範囲で、くじで決まった率を乗じて入札時に決定する。
3. 入札参加条件について  
5千万円以上1億円未満の工事については、住所要件を「市内に本店、支店等営業所在地」とする。
4. 入札参加者数について  
5社に満たない案件は無効とし、住所要件を広げ再度入札を実施する。
5. 業者名の非公開について  
指名業者名及びJVの確定業者名を非公開とする。
6. 事後審査時提出書類の追加について  
法人所有の固定資産税、軽自動車税の完納証明書の添付。

★一般競争入札における「くじ」の運用

平成22年4月1日

【予定価格】

希望価格に98.0%～95.0%の範囲の中で率を乗じて決定する。

【率の決定】

入札当日、立会人のくじにより決定する。

整数第1次位が8の場合は、少数第1位のくじは引かないものとする。

【立会人の選定方法】

入札者全員が水道課へ入札をした旨の報告(入札報告書)をファクスにて行い、その順番で立会人番号を決定する。

【入札報告書未提出】

**入札が無効。**

【立会人番号】

参加者数	5～7	8～10	11～
立会人番号	2・4	3・7	5・10

【くじを引く人】

整数第1位(立会人番号2・3・5)

少数第1位(立会人番号4・7・10)

【入札報告書の報告方法】

ファックスのみ(FAX 029-898-3075)

【入札報告書受付時間】

入札日前日の午前8時30分から正午まで

【立会人への連絡】

水道課で入札日前日の正午から午後5時までに電話連絡する。

★指名競争入札における「くじ」の運用

【立会人の選定方法】

入札日に全員に対して予備抽選を行い、くじを引く者を決める立会人番号を決定する。

【予定価格】【率の決定】【立会人番号】【くじを引く人】

一般競争入札における「くじ」の運用を準用する。

\* 立会人は代表者とし、当日認印を持参すること。代表者が立会いできない場合は、委任状を提出し代理で立会うことができる。

# 入札報告書

平成 年 月 日

かすみがうら市長 殿

住所  
商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号  
FAX番号

平成 年 月 日付で公告のありました一般競争入札に参加したので報告いたします。

記

工事名

建設工事における競争入札実施基準表

入札区分	入札参加条件					備 考	
	発注金額	発注形態	総合評点値 (土木等)	総合評点値 (建築等)	住所要件		
一般競争入札 (郵便入札)	100,000千円以上 (特殊工事含む)	共同企業体 (2社又は3社)	代表構成員 900点以上 構成員1 650点以上900点未満 構成員2 550点以上900点未満	代表構成員 900点以上 構成員1 550点以上900点未満 構成員2 450点以上900点未満	代 表 構成員  構成員1 構成員2	県内に本店 支店等営業所在地  市内に本店 (平成17年1月1日以前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格は入札当日、希望価格に率を乗じて決定する。</li> <li>・ 予定価格決定後、最低制限価格を設定する。</li> <li>・ 入札参加者が5社に満たない案件は無効とし、住所要件を広げ再度入札を実施する。</li> <li>・ 必要な許可を有する。</li> <li>・ 3ヶ月以上雇用している技術職員を常駐。</li> <li>・ 過去5年間に同種の履行実績を有する。(指名競争入札は過去2年間。共同企業体の代表構成員は、同種・同規模以上の履行実績。)</li> <li>・ 共同企業体の構成員が3社の場合には、構成員2を加えることができる。</li> <li>・ 共同企業体による入札では、参加が原則として5企業体に満たないときは不成立とし、単体による入札とする。</li> <li>・ 指名業者名(共同企業体確定業者を含む)は非公開とする。</li> </ul>
	50,000千円以上 100,000千円未満	単 体	650点以上	550点以上	市内に本店、支店等営業所在地 (平成17年1月1日以前)		
	30,000千円以上 50,000千円未満	単 体	650点以上	550点以上	市内本店 (平成17年1月1日以前)		
	10,000千円以上 30,000千円未満	単 体	550点以上	450点以上	市内本店 (平成17年1月1日以前)		
	5,000千円以上 10,000千円未満	単 体	400点以上	350点以上	市内本店 (平成17年1月1日以前)		
指名競争入札	5,000千円未満	単 体	550点未満	550点未満	市内本店 (平成17年1月1日以前)		
<p>備 考</p> <p>1. この基準表は標準的な建設工事の発注を想定しているため、建設工事の内容等によっては変更となることがあります。</p> <p>2. 指名競争入札は工事の特殊性・中小建設業者の技術力の向上及び競争力の強化等を勧奨し試行的に実施するものです。このため地方自治法施行令第167条(指名競争入札)及び同第167条の2(随意契約)は別扱いになります。</p>							